

家畜衛生だより

衛生管理のポイントを再確認しましょう！



本年8月30日、31日に佐賀県で確認された豚熱発生農場の疫学調査の結果、下記の点を再確認するよう提言がありました。農場の衛生管理について再確認し、防疫対策の徹底を図りましょう。

①衛生管理区域の出入り時等農場における衛生対策

- ・農場を出入りする際には、衣服、長靴を交換する（畜舎毎に専用のものを用意する）
- ・衛生管理区域内へ出入りする車両は動噴等で消毒する
- ・踏込消毒槽はこまめに交換し、汚れていなくても最低1日1回は交換する
あらかじめ長靴の汚れを水で落としてから踏込消毒槽を使用するとよい
- ・野生動物侵入防止のため、ネットや防護柵を設置する



②家畜の異状の早期通報

- ・豚熱を疑う症状（特定症状）がみられたり、死亡が継続している場合には、すぐに家畜保健衛生所に連絡する
- ※特定症状…発熱、元気消失、便秘、下痢、結膜炎、発育不良、皮下出血 等

③地域間伝播の防止対策

- ・野生イノシシの感染が確認されていない地域へのウイルス拡散、農場への侵入を防止するため、特に県を超えて車両等を受け入れる農場は、車両消毒等の防疫対策を徹底する

埼玉県内では現在も野生イノシシの豚熱感染が確認されています（秩父市、寄居町、小鹿野町など）。ウイルスを農場内に持ち込まないよう対策を徹底しましょう。



★豚熱感染イノシシの確認地点は畜産安全課のHPに掲載されています。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0908/katikuboueki-top/csf-boar-main.html>

毎月13日は県内一斉消毒の日！

埼玉県では毎月13日を「県内一斉消毒の日」として新しく制定しました。
日頃の消毒実施状況を再確認するとともに次の3点の重点実施をお願いします。

- ①農場（衛生管理区域）出入口での消毒の徹底
- ②踏込消毒槽の点検及び消毒薬の交換
- ③畜舎・器具等の清掃、消毒、整理整頓



水質汚濁防止法について

- 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に基づく排水基準のうち、畜産農業に属する特定事業場（面積50㎡以上の豚房施設）に係る閉鎖性海域の窒素・リンの暫定排水基準について、現行のまま、適用期間が令和10年9月30日まで延長されることとされました。
- 特定施設の届出書に記載されている排出水は、1年に一回以上の測定・記録と3年間の保存が義務付けられています。汚水処理能力を良好に保つため、日頃の施設点検・整備、故障箇所の速やかな修繕をお願いします。

【現行】

（平成30年10月1日～令和5年9月30日）

窒素含有量 130mg/L （日間平均 110mg/L）
りん含有量 22mg/L （日間平均 18mg/L）



基準値はそのまま適用期間が延長になります。
（令和5年10月1日～令和10年9月30日）

収入証紙廃止に伴うキャッシュレス決済を開始します！



埼玉県収入証紙は、令和5年12月末で販売を終了し、令和6年3月末で使用ができなくなります。

これに伴い、豚熱ワクチン接種などの手数料については、令和5年10月2日からキャッシュレス決済により手数料をお支払いいただくことが可能になりました。使用可能なキャッシュレス決済ブランドは次のとおりです。

クレジットカード及びデビットカード	Visa、Mastercard
電子マネー	nanaco、WAON、楽天Edy（交通系ICカード） Kitaca、Suica、PASMO、TOICA、manaca、ICOCA、SUGOCA、nimoca、はやかけん
コード決済	PayPay、auPAY、楽天ペイ、d払い

令和6年1月からは現金でのお支払いは金融機関やコンビニエンスストアでのお手続きが必要になります。

なお、電子申請については引き続きご利用いただけます。

ご不明な点がございましたら、中央家畜保健衛生所までお問い合わせください。

アニマルウェルフェアに関する 新たな国の指針について

■「アニマルウェルフェア(Animal Welfare)」(以下AW)は、日本語では動物福祉と訳します。家畜のアニマルウェルフェアとは、日々の家畜の観察や記録、家畜のていねいな取扱い、良質な飼料や水の給与等の適正な管理を実行することで、家畜のストレスや疾病の減少、家畜の本来持つ能力の発揮などが実現されるものです。

■また、「5つの自由」は、アニマルウェルフェアの状況を把握する上で、役立つ指針とされています。

「5つの自由」とは

- ①飢え、渇き及び栄養不良からの自由 ②恐怖及び苦悩からの自由
- ③身体的及び熱の不快からの自由 ④苦痛、傷害及び疾病からの自由
- ⑤通常の行動様式を発現する自由



■AWの指針は、これまで民間の畜産団体が定めたものがありましたが、近年のAWへの消費者の関心の高まりや国際情勢等を受け、令和5年7月に農水省が新たな指針を作成しました。

(写真：推奨事項の例)

新生子豚は体温調節機能が未発達なため、十分な保温対策が必要であり、(略)適切に保温する。

○指針は各畜種(乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏、ブロイラー、馬)ごとの「飼養管理に関する技術的な指針」のほか、「家畜の農場内における安楽死に関する技術的な指針」「家畜の輸送に関する技術的な指針」が定められています。

※各指針は、農林水産省のHPから「アニマルウェルフェア」と

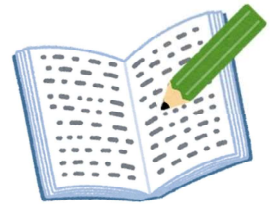
検索して御覧ください。

家畜人工授精用精液の管理にご注意ください！

豚の精液の生産及び譲渡において、種付台帳等による必要項目の記載不備、獣医師又は家畜人工授精師の資格を有さないものによる精液の採取・処理、家畜人工授精用精液証明書が添付されていない精液の譲渡といった不適切な事案が判明しています。基本的な内容になりますが、以下の点にご留意いただき、家畜人工授精用精液の適切な管理をお願いします。

種付台帳又は家畜人工授精簿の適正な管理

- ✓ 精液の採取及び種付けに関する事項は種付台帳に記載し、5 年間保存してください。
- ✓ 精液を採取、処理した獣医師又は家畜人工授精師は、遅滞なく家畜人工授精簿に記載し、5 年間保存してください。



精液の適正な採取、処理

- ✓ 家畜人工授精所における精液の採取、処理は、獣医師又は家畜人工授精師が適正に行ってください。



適正な精液証明書の添付

- ✓ 獣医師又は家畜人工授精師は、精液を容器に収めて封をした際に、容器ごとに家畜人工授精用精液証明書を添付してください。



精液の適正な譲渡

- ✓ 精液を譲渡する際は、精液の容器ごとに家畜人工授精用精液証明書を添付してください。
- ✓ 誤った内容が記載されている又は記載内容に欠落がある家畜人工授精用精液証明書は無効となるため、獣医師又は家畜人工授精師は、家畜人工授精用精液証明書には適正な内容を記載してください。



家畜人工授精用精液に関するお問い合わせ

中央家畜保健衛生所 畜産支援・安全対策担当 048-663-3071